

# 有害鳥獣の捕獲を行うには

野生鳥獣は法律により保護されており、原則として捕獲することは禁止されていますが、生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合などには、許可を受けて捕獲することが認められています。

こうした捕獲による対策は、一般的に有害鳥獣捕獲と呼ばれています。以下、有害鳥獣捕獲による対策を行うための要件を紹介します。

## 必要な対策を検討する 【重要】

捕獲による対策は、野生鳥獣と直接対峙するため、鳥獣から反撃を受ける危険を伴うほか、わなの設置・毎日の見回りなど大きな労力を必要とします。また、捕獲は対策の一つですが、**捕獲対策だけで被害を軽減することは非常に困難です。**まずは、お住まいの市町村にご相談いただき、捕獲以外にも有効な対策が無いか検討することをお勧めいたします。

捕獲による対策が必要

捕獲以外の対策を検討（裏面へ）

## 有害鳥獣捕獲に必要な許可と要件を確認する

**有害鳥獣の捕獲を行うためには、一部の例外を除き、原則として許可が必要となります。自分の農地で捕獲を行う場合もそれは同じです。**

捕獲作業に従事するには、原則として以下のような要件が必要となります。

- ① 捕獲の方法に応じた狩猟免許を有していること。
- ② 捕獲を行う地域を管轄する市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その対象鳥獣捕獲員であること。
- ③ 捕獲を行う地域の猟友会支部長から推薦または承認された者であること。  
(なお、山形県猟友会では有害捕獲の実施にあたり3年以上の狩猟経験または猟友会支部長が実施する訓練及び講習会の受講を条件としています。)
- ④ 捕獲実施前1年以内において、申請する捕獲の方法に対応する狩猟者登録を受け、捕獲を行う地域で狩猟を行っていること。
- ⑤ 大日本猟友会の狩猟事故共済またはハンター保険に加入するなど、狩猟者登録を行う場合と同等（保障額3,000万円以上）の賠償責任能力を備えていること。

**ここであげた要件は一般的なものです。**詳しくは、各総合支庁環境課やみどり自然課に確認してください。

## 有害鳥獣の捕獲を行う

市町村（県）に許可を申請し、有害鳥獣捕獲を行います。捕獲の実施には大きな危険が伴いますので、十分に注意してください。より安全に捕獲を実施していただくために、県猟友会に加入いただいたうえで捕獲対策にあたることをお勧めいたします。

# 鳥獣被害を軽減するためには

鳥獣による被害を軽減するためには、「捕獲」による対策以外にも、「被害防除」、「生息環境管理」といった対策を総合的に行うことが重要となります。

## 被害防除(侵入防止)

農作物を守るには、防護柵で鳥獣の侵入を防ぐのが効果的です。農地に入られなければ、農作物を食べられることもありません。

鳥獣の侵入を完全に防ぐためには、鳥獣の種類や地形に合わせて効果的に柵を設置する必要があります。柵の整備は費用がかかるため後回しにされがちですが、正しく設置することができれば、確実な被害の軽減が期待できます。

柵の設置費用については、自治体から補助金を受けられる場合もあります。柵を設置したい、柵を設置したけど効果が無い、という方は市町村にご相談ください。



防護柵設置の例

## 生息環境管理(「エサ」の除去・刈り払い)

果実がなつたまま放置されている果樹や、廃棄された野菜など、無意識の「餌付け」の原因になっているものを除去したり、鳥獣の隠れ場所になる藪や樹木の刈り払いを行うことで見通しを良くし、鳥獣が近づきにくい環境を整備します。

魅力的な餌場や隠れ場所が無ければ、鳥獣は好んで人里には近づきません。防護柵の設置と併せて実施することで、より高い効果が期待できます。



刈り払いによる環境整備の例

## 捕獲対策(「加害個体」の捕獲)

農作物に被害をもたらす鳥獣を捕獲することで被害を抑制します。捕獲は重要な対策の一つですが、やみくもな捕獲では被害を軽減することは困難です。捕獲による対策を行う場合は、農地で食べることを学習してしまった「加害個体」を捕獲することが重要です。

防護柵などで農地をしっかりと守り、それでも侵入してくる個体を捕獲することが、捕獲により被害を軽減するための基本です。